

平成28年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年4月25日（月） 午前10時00分～午前11時03分

○ 場 所 守口市役所 1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

こども部長 大西 和也 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 林 慶 学校教育課長 廣部 孝徳

保健給食課長 西尾 浩樹 教育センター長 吉川 弘美

こども政策課長 西口 寿治 ほか担当職員

○ 審議内容

議案第37号 守口市教育センター条例の施行期日を定める規則案

【説明要旨】

○事務局 議案第37号「守口市教育センター条例の施行期日を定める規則案」につきまして御説明いたします。

「守口市教育センター条例の施行期日を定める規則案」につきましては、「守口市教育センター条例」の施行期日を平成28年10月31日に定めようとするものでございます。

「守口市役所設置条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則」が、平成28年4月14日に交付され施行期日が平成28年10月31日に定められたことに伴いまして、「守口市福祉事務所設置条例」及び「守口市教育センター条例の一部を改正する条例」、平成28年守口市条例第16号第2条に定める「守口市教育センター条例」の施行期日を平成28年10月31日としようとするものです。

以上、誠に簡単な説明ではございますが御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

報告第2号 職員の処分について

秘密会にて議事録なし

○ 審議内容

報告第3号 平成27年度教育費繰越予算案についての意見

【説明要旨】

○事務局 報告第3号「平成27年度教育費繰越予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。今回御報告する繰越予算は、三郷小学校の屋内運動場に係る実施設計業務が年度内に完了しない見込みが判明しましたことから、「教育長に対する事務委任規則第3条第1項」の規定に基づき、平成28年度への当該予算の繰り越しを教育長専決といたしましたことを御報告させていただくものです。

具体的に御説明させていただきます。「1. 予算の繰り越し」の「施設維持管理事業 小学校、(款)教育費、(項)小学校費、(目)学校管理費、(節)委託料、(細節)委託料、(細々節)実施設計委託料」でございますが、「三郷小学校校舎棟及び屋内運動場耐震診断等(総合判定申請含む)及び実施設計業務委託」の1, 282万円を平成28年度に繰り越すものでございます。

当該繰り越しの理由でございますが、「2. 意見案」にございますとおり、本来であるならば平成28年3月25日が成果物の納期限であったものが、同日付で、契約業者から設計担当社員の体調不良等により急遽外部発注する必要が生じたことなどにより、期限内の納品が困難であるとの申し出を受け、納期限延長の契約変更を行うため、当該予算を平成28年度に繰り越したものでございます。以上、誠に簡単な説明でございますが御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○委員 今回の業務延長に伴っての影響についての確認をさせていただきたいと思えます。

○事務局 本来ですと3月25日までの平成27年度内に納品していただく契約でございましたが、今回の変更により納期限を1ヶ月延長し、平成28年4月30日までとしております。体育館の耐震工事につきましては、平成28年度中に完了する見込みに変更ございませんので、影響といたしましてはないというふうに考えております。

○委員 現在の状況については確認されていますか。

○事務局 当該実施設計につきましては、先週、業者から納品という形での書類の持ち込みがございましたので、現状收受などの手続をさせていただいております。

○委員 今回のようなことはあつてはならないことではありますが、業者に対してどのようなペナルティを課されたか御説明をお願いします。

○事務局 契約上の業者の過失による措置をとらせていただいたということで、当然ながら指名停止という措置が考えられるわけがございます。最終的には、市の競争入札審査会にお諮りした上で、そのような措置が検討されるだろうというところがございます。当然、事務局としましてもペナルティを課さなければならないだろうと考えているところでございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第23号 平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第23号「平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用について」につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度全国学力・学習状況調査につきましては、本市立学校に在籍する児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、それらを目的として平成26年12月教育委員会定例会において参加を御決定いただき、明日の4月21日には本市立全小中学校において実施させていただきます。

その目的を達成するため、本調査結果の活用につきましては、市教育委員会、学校におい

ては多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。また、各学校においては調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。市教育委員会においては、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取り組みを進めることとしておりました。

しかしながら、大阪府立高等学校入学者選抜における調査書の中学3年生の評定につきましては、「府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、昨年度の中学校2年生が参加した平成26年度チャレンジテストの検証をもとに、府全体の評定の平均のみを定める」、「各中学校は、平成27年度全国学力・学習状況調査の平均正答率を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて評定平均の目安を算出し、その目安のプラスマイナス0.3ポイントの評定平均の範囲内で調査書の評定を確定すること」と、平成27年4月10日大阪府教育委員会において決定されました。

なお、この基準につきましては、府内全ての高等学校設置市教育委員会においても適用することが決定されたと府教育委員会から4月17日付で通知がございました。

つきましては、本市としましては本調査への参加目的に変更はございませんが、大阪府立高等学校入学者選抜におきましては、本市立中学校に在籍する生徒も対象でございますことから、これまでに行ってまいりました本調査結果の活用に加え、府の入試制度に従い、調査書の評定にも活用してまいりたいと考えております。

なお、指導要録における評定につきましては、これまでと同様、日々の授業における生徒の学習状況を十分把握し学校が適切な評価を行えるよう、今後も市教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

まことに簡単な説明ではございますが、平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用につきましてよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 本年度の4月10日の府教育委員会で決定され、4月21日から実施とありますが、私どもがこれを聞かせてもらうのは今回が初めてで、ゆっくり考えて、いろんな意見等を述べさせてもらう時間がもう少し欲しかったような気がします、それほど慌ただしい時期にしないでほしいということになりましたのは何か理由があるのでしょうか。

○事務局 このたびの調査書の評定への全国学力・学習状況調査結果の活用につきましては、市町村教育委員会としまして、4月9日の課長会で初めて説明があり、翌日の4月10日に府教育委員会で決定されました。その後、本市としても改めて正式に情報提供をいただきましたので、この時期となりました。

委員がおっしゃるように、本来は事前にいろいろな各市町村の意見等も反映しながら、ということになるべきものであると思いますが、今回の決定につきましてはそのような経緯で決定がなされております。

○委員 本市においては前回、調査結果をどのように活用するかについて論議をしたときには、入試の資料として使おうというような話まで踏み込んだことはなかったわけですが、とにかく府教育委員会がそういう動きをするということには合わせざるを得ない部分があるかと思えます。

ただ、学校現場あるいは、生徒はもちろんのこと関係の保護者の方々についても、性急であるという印象を拭えない部分があるかと思えます。その周知、理解を求めるということについては、府教育委員会がすべきだという考え方もあるかと思えます。けれども直接関係をする守口市の教育委員会として、中学校の生徒、関係の先生方、関係の保護者の方々に遺漏のないようにきちんと周知し、理解をしていただいた上で、入試選抜が滞りなく進むようにということで、やはり時間的に急かされている部分がございますけれども、子供たちが迷惑を受けることのないように、できるだけ配慮していただきますようお願いをしたいと思います。

○事務局 現時点におきましては、府教育委員会から情報提供がございました後、速やかに校長会にて直接、学校長のほうに説明をさせていただきます。各学校においては学校長から、資料をもとに教職員に説明がなされているところでございます。

なお、生徒、保護者につきましても、府教育委員会作成の資料を、現在配らせていただいているところでございます。今後、生徒、保護者の混乱を避けるためには、まずは各学校の教職員が十分この制度、ルールを理解して対応していくことが必要になるかと思えます。また、府教育委員会からの説明も今後予定されてはおりますが、府教育委員会から市教育委員会に情報提供がなされたものにつきましては、速やかに学校と情報を共有しながら、混乱が起きないように対応を進めてまいりたいと考えております。

○委員 次回の全国学力・学習状況調査の教科は何ですか。

○事務局 教科につきましては、国語・数学・理科の3教科となっております。

国語・数学につきましては、主に知識、理解を問うA問題、そして活用を問うB問題ということで、国語・数学につきましては、それぞれA B区分がございます。理科については一つの区分別のない実施となっております。

○委員 3教科で行われるということで、府の入試制度において、府の全体の評定平均が3.22と出たということですね。しかしながら、教科3教科だけで9教科の3.22を決めるということは、これは統計学的に見て本当にそれが正しいのでしょうか。府教育委員会に確かめていただきたいのですが、3教科で全教科の評定の平均値をとるということで、これが統計学的に本当に正しいのかどうか、ということが1点です。

また、今まで守口市や他市等でもハンディキャップを持った子どもたちも出来るだけ参加をする、ということで実施されてきた経過があるわけですがけれども、このことによって学校の評定を上げるために、一部分の子どもたちが参加できないような状況が続くと、これは教育の本質から非常に外れてくるというふうに思いますので、この辺もどのように担保していくのか、府教育委員会と調整をしていっていただきたいというふうに思います。

○事務局 1点目の府の全体の評定平均3.22が妥当であるのかということにつきましては、府教育委員会のほうにも問い合わせをしております。府教育委員会の回答によりますと、実際にサンプルを抽出したものにつきましては、府の統計局とも検討しながら選び、統計学上は問題がないと考えているといただいております。

2点目のハンディキャップを持つ子どもも参加してやってきたということに関しましては、これは人権的なこともありますし、大阪の教育の根本にも関わることでありますので、そういうようなことが起こらないように市教育委員会としてもしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○委員 今回のことは、調査書に記載する評定の絶対評価で行いますということですので、かなり進路に関わることでありますから重要なことであると思います。したがって、当然現場が混乱しないように教職員への周知、理解の徹底は当然のことでございますが、特に保護者や生徒へのわかる説明を具体的にお願いしたいと思います。例えば、このペーパーがありますので、これを読んでおいてくださいではわからないと思いますので、ぜひ独自の具体的な方法で各中学校におかれまして、特に生徒、保護者への十分な説明をお願いしたいと思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。